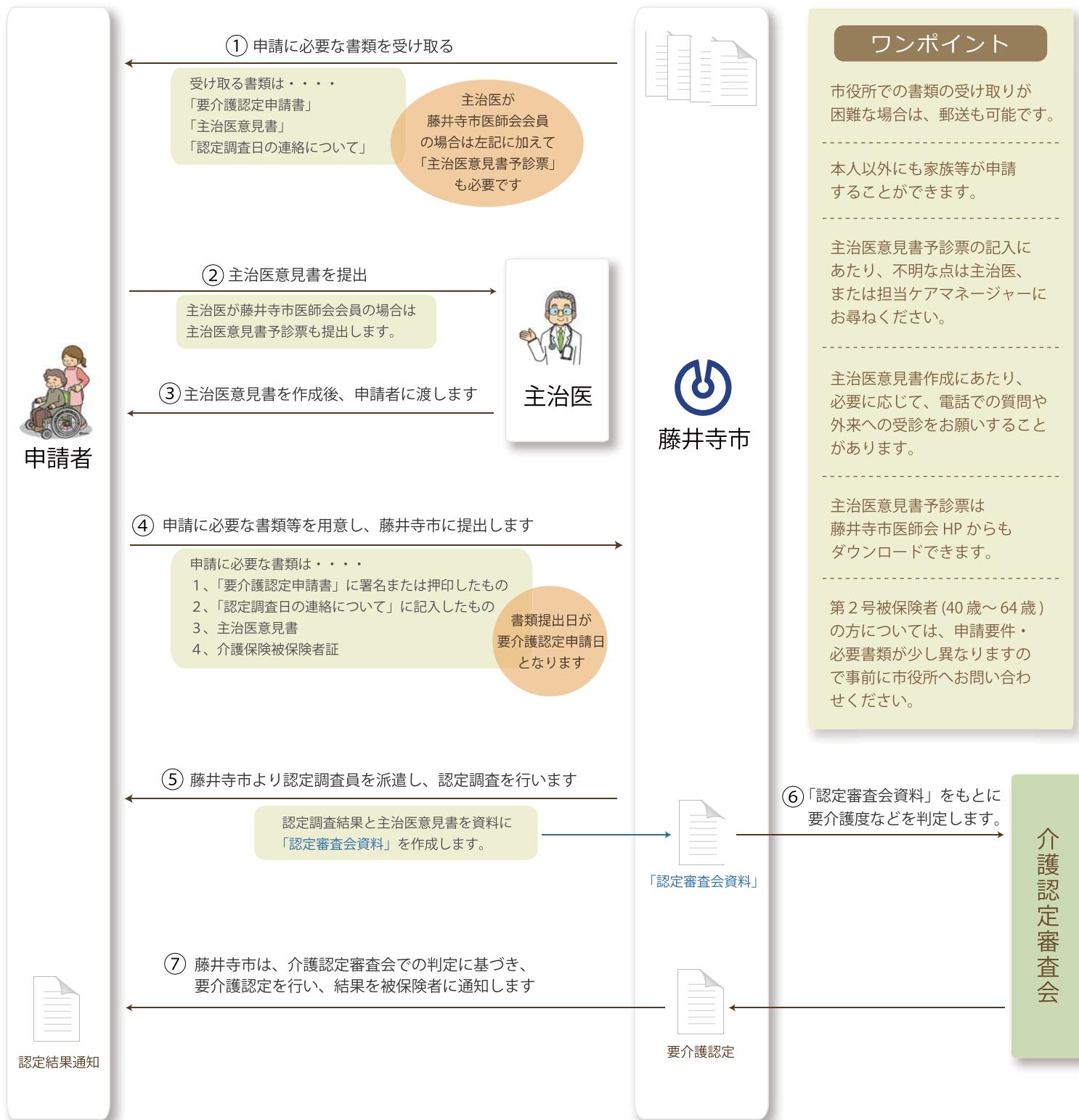


要介護認定の流れ



主治医意見書予診票ご記入のお願い

藤井寺市医師会では要介護認定の申請をされる方に「主治医意見書予診票」の記入をお願いしています。

主治医意見書予診票とは要介護認定の審査に必要な主治医意見書の必要項目を、利用者の方にお答えしやすいように表現されたものです。1日も早く認定結果をお知らせするために、事前に主治医に提出していただくことをお願いしています。

要介護認定の流れ（詳細版）

- 要介護認定を受けようとする介護保険被保険者（以下「申請者」という。）は、藤井寺市で要介護認定申請に必要な書類を受け取ります。

要介護認定に必要な書類：「要介護認定申請書」、「主治医意見書」、「認定調査日の連絡について」

- ※ 主治医が藤井寺市医師会会員の場合は上記に加えて「主治医意見書予診票」
- ※ 市役所での書類の受け取りが困難な場合は、郵送も可能です。
- ※ 本人以外にも家族等が申請することができます。

- 申請者は、「主治医意見書」を主治医に提出します。

- ※ 主治医が藤井寺市医師会会員の場合は、事前に「主治医意見書予診票」を記入し、「主治医意見書」を主治医に提出する際、併せて提出します。

- 主治医は、「主治医意見書」を作成し（「主治医意見書予診票」が提出されている場合は、参考にします。）、申請者に渡します。

- 申請者は、「要介護認定申請書」に署名または押印し、「認定調査日の連絡について」を記入し、「主治医意見書」、「介護保険被保険者証」と併せて藤井寺市に提出します。

- ※ 上記書類の提出日が要介護認定申請日となります。

- 藤井寺市は、要介護認定申請を受けると、被保険者宅（または、入院・入所先）に認定調査員を派遣し、認定調査を行い、その結果と「主治医意見書」を併せて「認定審査会資料」を作成します。

- 介護認定審査会は、「認定審査会資料」をもとに要介護度などを判定します。

- 藤井寺市は、介護認定審査会での判定に基づき、要介護認定を行い、結果を被保険者に通知します。

ワンポイント

- 主治医意見書予診票の記入にあたり、不明な点は主治医、または担当ケアマネージャーにお尋ねください。
- 主治医意見書作成にあたり、必要に応じて、電話での質問や外来への受診をお願いすることがあります。
- 主治医意見書予診票は藤井寺市医師会 HP からもダウンロードできます。
- 第2号被保険者(40歳～64歳)の方については、申請要件・必要書類が少し異なりますので事前に市役所へお問い合わせください。